

新潟県知事 殿

国土交通省都市・地域整備局長

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律  
施行令及び同法施行規則の一部改正について

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第127号）及び防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成17年国土交通省令第44号）は、いずれも平成17年4月1日に公布・施行された。

本改正は、防災のための集団移転促進事業について、平成16年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村における住宅の集団的移転を促進するために緊急に整備する必要があると認められる住宅団地の規模に係る特例を定めたものであるが、本特例の適用に当たっては下記の点に留意し、遺憾のないようにされたい。

なお、貴県内の関係市町村に対しても、この旨周知方お願いする。

記

1. 本特例を活用した事業の実施について

住宅団地の最低規模を10戸から5戸に引き下げる等の特例の活用により、事業計画の策定等に当たり被災地域の実情に即したきめ細かな対応が可能になるものと考えられること。

2. 本特例の適用範囲について

本特例は、平成16年新潟県中越地震による災害に起因して緊急に整備が必要と認められる住宅団地の規模について適用されるものであり、災害救助法が適用された市町村の区域であることのみをもって本特例の適用がなされるものではないこと。

3. 関連する支援措置について

平成16年度新潟県中越地震による災害に対応するため実施される防災のための集団移転促進事業については、一般地域よりも高い補助基本額を適用することとしたところであり、補助金交付要綱の改正については別途通知することとしていること。